

# 坂戸市いじめ防止基本方針（案）

平成28年1月  
（最終改訂 令和8年 月）

坂 戸 市  
坂戸市教育委員会

## 目次

はじめに .....	- 1 -
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....	- 2 -
1 坂戸市基本方針の策定 .....	- 2 -
2 いじめの定義 .....	- 2 -
3 いじめの理解 .....	- 3 -
4 いじめの防止に対する基本的考え方 .....	- 4 -
(1) いじめの防止に対する基本的考え方 .....	- 4 -
(2) いじめの未然防止 .....	- 4 -
(3) いじめの早期発見 .....	- 5 -
(4) いじめへの対処 .....	- 5 -
(5) いじめの解消 .....	- 6 -
(6) 家庭や地域との連携について .....	- 6 -
(7) 関係機関等との連携について .....	- 7 -
(8) 保護者の役割について .....	- 7 -
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 .....	- 8 -
1 いじめの防止等のために市が実施する施策 .....	- 8 -
(1) 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置 .....	- 8 -
(2) 坂戸市教育委員会の附属機関の設置 .....	- 8 -
(3) いじめの防止等のための施策 .....	- 8 -
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策 .....	- 12 -
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 .....	- 12 -
(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置 .....	- 13 -
(3) いじめの防止等のための施策 .....	- 14 -
3 重大事態への対処 .....	- 19 -
(1) 重大事態の定義 .....	- 19 -
(2) 重大事態の対処の流れ .....	- 19 -
(3) 教育委員会又は学校における対処 .....	- 20 -
(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 .....	- 23 -
第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 .....	- 25 -
1 いじめ防止基本方針の見直し .....	- 25 -
【参考】 いじめ対策に関する法律や国の通知 .....	- 26 -

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめにより、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国的に発生しており、社会問題となっている。

このような中、平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法(以下「法」という。)が施行され、平成25年10月には、国のいじめの防止等のための基本的な方針が策定された。

これを受け、埼玉県でも、法第12条に基づき、埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針を定めたところであり、本市においても、国及び県の基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、坂戸市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)を策定した。

また、国において平成29年3月に、県において平成29年7月に、それぞれ基本方針が改定されたことに伴い、これらを参酌し市基本方針を平成30年3月に改定した。

その後、文部科学省は令和4年12月に生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要」を改訂、令和5年2月には「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」を周知、さらに令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂した。

また、令和6年11月には坂戸市いじめ問題調査審議会から「坂戸市におけるいじめ防止基本方針の見直しと実効化に向けて」の提言があった。

本市ではそれらを受け、2回目の改訂を行うこととした。今後もいじめ対策を進めていくなかで、必要に応じて内容を見直すこととする。

なお、市基本方針において、学校とは坂戸市立学校の設置及び管理に関する条例(昭和41年坂戸町条例第10号)の規定に基づく小・中学校をいう。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 坂戸市基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

本市では、法の趣旨を踏まえ、国及び県基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、市基本方針を定める。

市基本方針は、坂戸市教育振興基本計画の基本である「学び合い交流する人づくりのまち」の実現に向けた「自ら道を切り拓き、社会で自立する『生きる力』を育む教育」と関連している。学校教育における基本方針は、「子供の学びと成長の支援」であり、「子供一人一人を大切にす教育」「『学び』を重視する教育」「学校・家庭・地域が連携・協働する教育」の推進を目指しているため、市基本方針ではこれらの視点を重視するものとする。

具体的には、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を記載する。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組み、啓発活動や学校における取組を具体的に定める。これらの取組の実効性を高めるため、市基本方針が本市の実情に即し機能しているか常に点検を行い、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを盛り込むものとする。

### 2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを判断するにあたっては、次の事項に十分留意するものとする。

- ① 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、十分な事実確認に基づき、被害児童生徒の立場に立ち判断するものとする。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件が限定的に解釈されることのないよう、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し確認するものとする。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づく学校いじめ対策組織を活用し、組織的に行う。
- ④ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など当該

児童生徒との何らかの人的関係を指すものとする。

- ⑤ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ただし、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのようなことを知らない場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースであっても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ適正な対応を行うことが必要である。

- ⑥ 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったため、被害児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

- ⑦ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

- ⑧ いじめの中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要な場合も含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることを基本とする。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 4 いじめの防止に対する基本的考え方

### (1) いじめの防止に対する基本的考え方

人は互いの人格を尊重し、互いに敬い、認め合い、決して人を粗末に扱ってはならない。いじめられた人は一生忘れることができないほど深く傷つく。「児童生徒のみにとどまらず、大人を含め、全ての人がいじめは絶対に許されない、許さない」という強い意思を持ち、いじめをなくすよう努めていくことが重要である。

また、学校におけるいじめ問題への対応を行う際には、本市が推進する教育に立ち返る必要がある。

「児童生徒一人一人を大切にする」ためには、「児童生徒の目線に立つ」「共感的に関わる」「居場所を作る」ことが重要であり、全ての教職員が上から目線で「教え」、「管理する」のではなく、逆に児童生徒の素直で鋭い感性から学ばなくてはならない。教職員が常に「児童生徒主体で考え」、「児童生徒の意見に耳を傾ける」ことで、いじめを生まない学校風土がつけられていく。

「『学び』を重視する」ためには、授業の充実に取り組むことが必要である。教職員は、児童生徒に一方的に知識を施すといった従来型の役割だけではなく、児童生徒同士が安心して環境の中で対話し、課題解決のために協働できる環境を作る役割も担っている。そのためにも、教職員自身が同僚性を大切にし、教職員間で支え合い、協働することが重要である。

「学校・家庭・地域が連携・協働する」ために学校は、家庭との連携を重要なものと捉え、児童生徒を真ん中において学校と家庭が異なる役割や立場を保ちつつ、連携を深めていくことが大切である。また、学校社会のみに閉ざされた生活となることなく、学校を開き、地域との信頼関係づくりを進めていくことも重要である。

このような視点を持ちながら、以下の対応を進めていくものとする。

### (2) いじめの未然防止

根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある要因（教職員や保護者のかかわり方、不用意な言動や指導の仕方、しつけ等）に着目し、その改善を図ること（課題のある教職員への指導や保護者の日頃の愛情のかけ方、精神的かかわりに注意を払うなど）が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、いじめ問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

### (3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは教職員や大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくいものである。教職員はそのことを認識したうえで、普段から児童生徒に向き合い、児童生徒の発する小さなサインも見逃さないよう、意識の中にいじめではないかとの視点を持って、注意深く観察を徹底する必要がある。一方で、児童生徒が自分の意見を安心して表明できる機会や場所を設けることも重要である。児童生徒にとって、「自分の意見が大切にされる」、「言いたいことが言える」環境が、いじめの早期発見につながる。

教職員はいじめについて危機意識をもって、あらゆる情報収集に努め、いじめの疑いがある場合は、早い段階からいじめに関する情報を同僚の教職員や管理職に報告する必要がある。疑いの段階から組織的な対応を行い、いじめの定義に基づき、積極的にいじめを認知することが重要である。

場合によって「聞いてみる」、「調べてみる」ことも大切であり、定期的なアンケートや教育相談を実施するとともに、電話相談窓口の周知により、児童生徒等がいじめを訴えやすくする体制を整える必要がある。また、家庭、地域と連携しながら児童生徒を見守ることも大切である。

### (4) いじめへの対処

いじめやいじめの疑いを把握したら、速やかに同僚や管理職に報告する。把握の経緯が、いじめられている又はいじめられている可能性のある児童生徒やその保護者からの相談である場合は、気持ちに寄り添いながら話をよく聴き、該当の児童生徒を守ることを優先する。

聴き取ったいじめの訴えを、組織で共有し対応方針を検討する。児童生徒の相談の窓口になることが多い担任等が個人で解決しようとする、事態が深刻化する場合もあるため、組織で対応することが重要である。

そのうえで、いじめたとされる児童生徒等に対して組織で事情を聴くなど事実確認を正確に行い、いじめの定義に沿っていじめを認知する。その後、被害児童生徒やその保護者、加害児童生徒やその保護者への対応を組織で検討し、対応を行うことが必要である。加害児童生徒だけでなく、関係する児童生徒、学級学年の児童生徒等についても、被害児童生徒やその保護者の意向を確認したうえで、適切な指導を行う。

いじめが当初の指導で解決したと見られる場合でも、大人が気付かない所で続いていることが考えられる。従って、児童生徒の生活の様子を継続的に観察し、家庭と連携しながら見届け、いじめの解消を確認することが必要である。

## (5) いじめの解消

いじめの解消においては、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を目指し、全ての児童生徒が好ましい生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを最終的な目標とする。そのため、日頃から児童生徒が、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような取組みを進めていくことが重要である。

なお、いじめが解消している状態とは、少なくとも次の要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要と判断される場合は、上記期間にかかわらず、市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は学校いじめ対策組織の判断により、さらに長期間を設定するものとし、教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいないまたは再発した場合は、改めて相当の期間を設定し状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが重要であり、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認することが必要である。

いじめの解消は上記2要件を満たす場合であることから、謝罪を行ったことをもっていじめが解消したと判断してはならない。また、謝罪の場を持つ場合は、被害児童生徒やその保護者の意向をよく確認するとともに、加害児童生徒側にも十分な説明を行った上で実施する必要がある。

そして、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員はいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

## (6) 家庭や地域との連携について

いじめ防止のための対策は、学校・家庭・地域が連携し、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。そのために学校は、いじめ防止に関する方針について保護者に説明したり、地域に発信したりすることを通して、学校が実施する取組の理解を得ておくことが重要である。学校は、家庭や地域と連携したほうがいじめ防止の取組を効果的に行えるような場合は、取組のねらいや内容を明確にしたうえで家庭や地域に協力を求めることも必要である。

また、家庭・地域のいずれにおいても、児童生徒のいじめに係る情報を把握した者は、該当の児童生徒が在籍する学校へいじめに係る情報を通報する必要がある。通報する者は、個人情報やプライバシーの問題も含め、情報を慎重に取り扱うことが重要である。

#### (7) 関係機関等との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導・支援により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関等（警察、児童相談所、医療機関、関係団体等）との適切な連携が必要であり、平素から担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

#### (8) 保護者の役割について

保護者は子の教育について第一義的責任を有しているため、子がいじめを行うことがないように家庭内で必要な教育を行うよう努めるとともに、子がいじめを受けた場合は、適切にケアを行う必要がある。また、学校などが行ういじめ防止のための取組に協力することも求められる。

学校も保護者に対し、よりよい児童生徒の成長のため、啓発等を行っていく必要がある。

## 第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市が実施する施策

#### (1) 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する情報を共有し、関係機関・団体と連携を図り、いじめ防止等の対策を推進するため、坂戸市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。委員は、学校の校長、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、学識経験者等とする。

#### (2) 坂戸市教育委員会の附属機関の設置

(いじめ問題調査審議会)

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

教育委員会は、市基本方針に基づく対策を実効的に行うための附属機関として、坂戸市いじめ問題調査審議会（以下「審議会」という。）を設置する。委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する知識経験を有する者とする。

なお、法第28条に規定する重大事態にかかる調査が学校の設置者主体調査となった場合、この附属機関が調査を行うこともある。

#### (3) いじめの防止等のための施策

市は、次に掲げるいじめの防止等のための対策を総合的に推進する。また、これに必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずる。いじめについての各施策は「坂戸市教育委員会学校教育グランドデザイン」にも位置付けて取り組むこととする。

##### ① いじめの防止に関する事項

###### ア いじめ防止に係る啓発活動の推進

埼玉県が毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」としていることを踏まえ、市でも毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組む機会にするため、広く市民にいじめの防止に資する啓発活動を推進する。

###### イ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。特に、児童生徒がいじめの問題を自分の

こととして捉え、考え、議論することができる道徳教育を推進する。

また、他者と多様性を認め合うことがいじめの防止に資することを踏まえ、学校において、児童生徒が自分の大切さに気付くとともに心の通い合う人間関係を構築できるような授業を推進する。

加えて、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。また、生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

この他、児童生徒がいじめについての理解を深め、いじめ防止に向けた行動をとれるように、弁護士によるいじめ防止の授業の実施を推進する。

#### ウ 児童生徒の主体的な活動の充実

学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考えたり、いじめ撲滅を呼びかけたりする活動の充実を図る。教育委員会は、好事例などの情報を学校に示し、活動を推進するための支援を行う。

#### エ 教職員の資質向上

全ての教職員の資質向上を図るため、いじめの防止等に関する研修会を教育委員会と学校がそれぞれ実施する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許したり、いじめを助長したりすることはあってはならないことである。

### ② いじめの早期発見に関する事項

#### ア 実態把握

いじめを早期に発見するため、学校では児童生徒を日頃から注意深く観察するとともに、児童生徒に対する定期的なアンケートや定期または臨時的の個人面談の実施を推進する。アンケートの実施に際しては、学校で記名式の実施をするだけでなく、無記名式、家庭に持ち帰り保護者と相談しながら記載、学習用端末の活用など、児童生徒が回答しやすいような方法の併用実施を推進する。

また、保護者や地域からの情報提供に速やかに対応できる体制を整備する。

#### イ 教育相談体制の整備と周知

児童生徒及び保護者並びに学校の教職員に対し、スクールカウンセラーやさわやか相談員の学校配置やスクールソーシャルワーカーの教育委員会配置等により、いじめに関する相談体制を整備する。加えて、弁護士が、児童生徒や保護者からのいじめ相談を受けたり、学校からの相談に対して法的な助言を提供できたりする体制を整える。

また、坂戸市立教育センターや埼玉県などが実施する相談窓口等を広く周知する。

教育委員会は、全ての児童生徒が個人として尊重され、年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重され、児童生徒の最善の利益が優先して考慮されるよう学校に促す。教職員一人一人が児童生徒の悩みを受け止められるようにな

ることで、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境整備に努める。また、学校における「SOSの出し方に関する教育」を推進し、児童生徒自身が心の変化や危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うことにも取り組んでいく。

#### ウ 校内体制の整備と教職員の負担軽減

教育相談をコーディネートする教職員を育成し、いじめに適切に対応できる校内体制を整備する。また、校務支援システムの導入、水泳指導の民間委託、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置等により教職員の業務の負担軽減に努める。

#### エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、警察をはじめとする関係機関との連携体制を整備する。

インターネット上のいじめに対し、児童生徒がその防止及び効果的な対処ができるよう、学校において外部講師を活用した情報モラル教育を実施する。また、児童生徒自身が学校でインターネット利用のルールを話し合ったり、家庭でルールを話し合ったりすることを推奨する。

### ③ いじめの対応に関する事項

#### ア いじめに関する措置

(いじめに対する措置)

第23条第2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(ア) 教育委員会は、法第23条第2項に規定する学校からの報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずるよう指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

教育委員会の指導主事等は、日頃から、いじめについての知見を深めておく必要がある。学校が現場の対応に追われていじめの認知をはじめとしたいじめ対策が取れないような場合は、指導主事等を通じた指導・助言を学校に行い、組織的に有効ないじめ対策が取れるように促す必要がある。また、教育委員会が単に指導・助言を行うというだけではなく、学校から

指導・助言を求められる関係を学校との間に築いておく必要がある。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(イ) 教育委員会は、必要と認めるときは、法第26条に基づき、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、坂戸市立小・中学校児童生徒の出席停止の命令の手続きに関する規則(平成14年教育委員会告示第10号)の手続きを経て、当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒又はその他児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を速やかに講ずる。

ただし、いじめの加害児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

イ 学校の指導のあり方及び関係機関との連携

(ア) いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対し事情や心情を聴取し、再発の防止に向け適切かつ継続的に指導及び支援するため必要な措置を講ずる。

また、これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行う。

(イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要な事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案があることから、これらの事案の処理にあたっては、被害児童生徒又はその保護者の意向を踏まえ、当該学校と警察との連携を図ることができるよう必要な措置を講じるとともに、学校に対する指導・助言を徹底する。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、学校いじめ対策組織を中核として、協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、法第13条に基づき、国、県の基本方針及び市基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本方向、取組内容等を学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。学校基本方針には、いじめ防止に対する基本的な考え方、いじめの防止に対する取組、いじめの早期発見・いじめ事案への対処のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、いじめ防止年間計画などを定めることが想定され、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害児童生徒への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒の変容のための適切な指導・支援につなげる。

なお、策定・見直しにあたっては、次の点に留意する。

ア 市基本方針「第1章4の(1)いじめの防止に対する基本的考え方」にある内容を参酌し、学校基本方針を作成する。

イ 学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわせない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する取組が計画的に行われるよう、具体的な指導内容を年間計画として定めることが必要である。

ウ 学校基本方針では、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処の在り方を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、学校いじめ対策組織の活動を具体的に記載するものとする。

エ 加害児童生徒に対しては、まず、自分の行った行為を振り返らせ、いじめで被害児童生徒が傷ついていること、いじめは被害側にとって非常に大きな影響があるものであることを深く理解させることとともに、加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える背景にも目を向け、再発防止に向けた継続的な指導・支援を組織的に行っていくことの記載も重要である。

オ 学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているか学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

カ 学校評価の観点に学校基本方針と関連する

「児童生徒が互いを尊重し、支え合う学級づくりの推進」

「ペアやグループでの協働的な学習活動の実施」

「特別の教科道徳の授業の充実」

「SOS の出し方やいじめ防止等の授業の実施」

「教職員は、児童生徒一人一人を大切にし、温かい雰囲気では接している」

「教職員は、児童生徒や保護者への対応において、話をよく聴くことや受容することを中心とした教育相談的対応に努めている」

「教職員間で気になることや心配なことを伝えられる風通しのよい職場である」等を位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

キ 策定・見直しにあたっては、自校の課題の洗い出しを行い、教職員や学校関係者の認識の共有化を図る。

ク 学校基本方針の策定・見直しにあたっては、方針の検討段階から学校運営協議会委員や必要に応じて保護者等の参画等を得た、地域の実情に即した学校基本方針となるよう努める。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定・見直しに際し、学級活動や生徒会活動等でいじめについて扱い、児童生徒によるいじめ防止の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な活動が確保できるよう留意する。

なお、策定・見直した学校基本方針については、学校のホームページへ掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるよう措置を講じる。また、その実効性を高めるため、学校基本方針の内容を児童生徒や保護者に入学時・各年度初め等の機会を捉え、全校集会や学級指導、保護者会などの機会を活用して必ず説明する。

## (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員を中心に構成するいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、その中核となる組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。ただし、学校いじめ対策組織は、「企画会議」、「生徒指導部会」等既存の組織を活用することができる。

これらは、いじめは特定の教職員が問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となるものである。

なお、学校いじめ対策組織は、学校の管理職や教務主任、生徒指導担当教員、

教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教科担任、部活動顧問、さわやか相談員などから学校の実情に応じて決定し、対応する事項に応じて柔軟な組織とする。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教職員・警察官経験者など外部の専門家が参加することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫するものとする。

学校いじめ対策組織の具体的な役割は、概ね次のとおりである。

ア いじめの未然防止

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

イ いじめの早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・ 被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導体制・対応方針の決定、及び保護者との連携対応を組織的に実施する

ウ 学校基本方針に基づく各種取組

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・見直しを行う
- ・ 学校基本方針における年間計画に基づきいじめの防止等に関する校内研修を企画し、実施する
- ・ 複数の教職員が個別に把握した情報や、進学や転学の際に学校間で引き継いだ情報を個別の児童生徒ごとに記録し、情報の集約と共有を図る
- ・ 学校基本方針が実情に即して適切に機能しているか点検を行い、学校基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査の組織として、学校がその調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

### (3) いじめの防止等のための施策

いじめは、いつ、どこで、誰もが、「いじめ」をする側、される側になることはあり、「いじめ」に該当するかについては児童生徒間の人間関係が大きな影響を与えることを理解したうえで、教育活動全体を通じ、児童生徒一人ひとりが認められ、お互いを思いやることのできる学校づくりに努める。

特に、いじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

#### ① いじめの防止に関する事項

ア 発達支持的生徒指導

全ての教職員が、「社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと、

児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認したうえで、児童生徒が「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つような働きかけを、日常の教育活動を通して行う。学校では、多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校づくりや、児童生徒間に対等で自由な人間関係が築かれ、自己信頼感が育まれる環境づくりに取り組む。

#### イ 人権教育、道徳教育、体験活動等の充実

いじめ防止の観点から、豊かな心の育成のための学校教育活動全体を通じた取組の計画の策定に努め、年間を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の充実を図る。このような取組を行う際には、教員が話す時間を短くし、児童生徒が話し合ったり、活動したりしている時間を確保することが大切である。

また、弁護士によるいじめ防止授業や学級活動等においていじめの防止に関する指導の徹底を図る。

#### ウ 人権侵害に対する教育の徹底

児童生徒に、いじめは重大な人権侵害にあたり、決して許されない行為であることを深く理解させる。特に、障害のある児童生徒、外国人児童生徒、LGBTQなどへの教育的配慮を徹底し、該当児童生徒がいじめの対象とならないよう他者に対する思いやりの心を醸成する。

#### エ 児童生徒の主体的な活動の支援

「いじめ撲滅宣言」を作成する活動等、児童生徒の主体的な活動を支援し、児童生徒一人ひとりが他者への思いやりの心を持ち、互いに認め合える人間関係・学校風土の醸成に努める。

#### オ 教職員の資質の向上

いじめの防止等に関する研修を通じ、教職員の質の向上を図る。

具体的には、教職員の関係性づくりとコミュニケーション能力の向上のため、ロールプレイ研修やアサーティブ・トレーニング、グループワークなど研修の充実を図る。

#### カ 家庭・地域との連携

自校の学校基本方針の内容や学校生活の状況、いじめの実態等について積極的な情報発信を行い、学校と家庭・地域が一体となったいじめの防止体制の構築を図る。

#### キ 学校基本方針に基づく取組状況等の学校評価

学校は、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、学校基本方針と関連する学校評価の項目を立てるとともに、その項目に対する評価の観点を明確にして取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に努める。併せて、評価結果を踏まえ、当該学校の児童生徒の保護者その他の当該学校の関係者による評価を行う。

#### ク 学校運営協議会との連携・協働

学校は、学校運営協議会委員に対し当該学校のいじめに係る状況及び対策について伝えるとともに、連携・協働による取組を進める。

## ② いじめの早期発見に関する事項

### ア 実態把握

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確にかかわりを持つことができるよう、児童生徒を日頃から注意深く観察するとともに、定期的なアンケートや教育相談等を実施する。

### イ 情報の収集と共有化

学校はあらゆる機会を通じ、いじめに関する情報収集（些細な兆候を含む。）に努めるとともに、教職員は、いじめの情報を抱え込むことなく、いじめが疑われる事案を含め学校いじめ対策組織へ報告を行い、関係する教職員がその共有化を図り、いじめの早期発見と早期解消に努める。

特に、教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを念頭に対応する。

### ウ 相談体制の整備

教職員は、アンケートや個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に伝えることは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、学校は、児童生徒が「困った、助けて」と言える雰囲気醸成と、「困った」を適切に受け止め、迅速に対応できる体制を整備する。

このような援助希求を促すために、教職員は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努めなければならない。

### エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめに対し、学校は外部講師を活用した情報モラル教育を実施し、児童生徒の意識の向上を図る。

また、児童生徒自身が学校でインターネット利用のルールを話し合ったり、家庭で保護者とルールを話し合ったりする活動に取り組む。

## ③ 警察との連携（令和5年2月7日付け4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」参照）

### ア 警察との相談・通報及び連携における基本的な考え方

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築することが重要である。

### イ 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、直ちに警察への相談・通報が必要である。

#### ※警察に相談・通報すべきいじめの事例

##### ○暴行（刑法第208条）

- ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。

##### ○傷害（刑法第204条）

・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。

○強制わいせつ（刑法第 176 条）

・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。

○恐喝（刑法第 249 条）

・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。

・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○窃盗（刑法第 235 条）

・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。

・財布から現金を盗む。

○器物損壊等（刑法第 261 条）

・自転車を壊す。

・制服をカッターで切り裂く。

○強要（刑法第 223 条）

・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。

○脅迫（刑法第 222 条）

・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

○名誉毀損、侮辱（刑法第 230 条、231 条）

・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○自殺関与（刑法第 202 条）

・同級生に対して「死ね」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺する。

○児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）

・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。

・同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。

・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。

・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

○私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）

・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

ウ いじめ問題に係る家庭等への周知

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

#### ④ いじめの対応に関する事項

##### ア いじめに関する措置

いじめを発見し、又は相談・通報を受けた時は、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ対策組織のメンバーに報告し、速やかに校長を中心とした組織的な対応につなげ、対応方針を検討しなければならない。

組織で事実確認をする際、いじめを訴えた児童生徒やその保護者の心情に十分寄り添うことが肝心であり、訴えを正確に把握（いつ、どこで、誰に、どんなことをされたなど）した後、いじめたとされる児童生徒や関係児童生徒に聴き取りやアンケートなど適切な方法で事実確認を行うことが重要である。また、事案によっては、聴き取りやアンケートをどのような方針、内容で実施するのかいじめを訴えた児童生徒やその保護者と事前に確認したほうが良い場合もあることにも留意し対応を進める必要がある。

事実確認の結果、いじめを訴えた児童生徒の苦痛やいじめの行為が明らかになった場合は、組織でいじめと認知した上で、被害児童生徒やその保護者、加害児童生徒やその保護者への対応（説明の仕方、支援・指導の方針、再発防止策など）を組織で検討し、対応を行うことが必要である。また、学校が事実確認をした結果を、教育委員会に適切に報告する。

被害児童生徒やその保護者に調査結果を説明し、今後の対応についての意向を確認する。その後、加害児童生徒やその保護者に調査結果を説明し、加害児童生徒の保護者には、学校での継続的な指導方針を伝え、再発防止の対応について協力を得るようにする。

対応中、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対して、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する必要がある。特に、いじめが解消（いじめが3か月以上止んでいて、被害児童生徒が苦痛を感じていない場合）していない場合、学校いじめ対策組織において、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の状況に合わせた支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割を含む対応プランを検討し、確実に実行する。また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないので、解消の要件が満たされているか家庭と連携しながら、丁寧に確認することも重要である。

この他、事実確認の結果、いじめの行為が確認されない場合は、被害とされた児童生徒やその保護者に調査結果を説明し、引き続き調査を継続するか、どのような対応を行うか意向を確認することが必要である。

また、教職員はいじめに係る情報を「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」などの5W1Hに沿って時系列で正確に記録する必要がある。その際、記録者の推測や主観を交えず事実のみ記載することが大切である。

### 3 重大事態への対処

いじめの重大事態については、市基本方針及び文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

#### (1) 重大事態の定義

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態とは、法第28条第1項に規定するいじめにより児童生徒に次のような重大な被害が生じたまたは生じた疑いがあることを認める場合とする。

- ① 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた
  - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
  - ア 相当期間（年間30日以上）学校を欠席している場合
  - イ 児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合であって、学校又は教育委員会において迅速に調査する必要があると判断した場合

#### (2) 重大事態の対処の流れ

- ① 重大事態の発生又は疑いのあるときは、速やかに教育委員会へ報告するとともに、調査を開始する。
- ② 重大事態が発生した場合、教育委員会は市長に発生報告をする。
- ③ 教育委員会は、重大事態が発生した場合は、その事案の調査を行う主体並びにどのような調査組織とするか判断を行う。
- ④ 重大事態に関する調査について、学校において行う場合にあつては学校いじめ対策組織が、教育委員会において行う場合にあつては教育委員会職員等で構成する調査組織または審議会がその役割を担う。

なお、これらの調査にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 調査は、客観的な事実関係を速やか、かつ正確に把握するための調査とし、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定にあたっては性急な結論を避ける。

イ 法第23条第2項に基づき、学校としてすでに調査している事案であっても、重大事態となった時点で、調査資料の再分析及び必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ 調査の実施にあたっては、アンケート等により得られた調査結果は、被害児童生徒やその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

- ⑤ 上記④の調査を行った組織は、明らかになった事実関係を被害児童生徒及びその保護者に適切に提供する。なお、提供にあたっては、適時、適切な方法で経過報告、結果報告を行うものとする。
- ⑥ 上記④の調査結果は、当該学校が調査した場合は当該学校から教育委員会を通じて市長へ、教育委員会が調査した場合は教育委員会から市長へ報告する。その際、被害児童生徒又はその保護者が希望したときは、被害児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書を、調査結果に添えるものとする。
- ⑦ 上記⑥の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長部局における附属機関により調査結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。
- ⑧ 上記⑦の調査の実施主体は、上記⑦の再調査の結果を被害児童生徒及びその保護者に適切に提供する。
- ⑨ 市長及び教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ⑩ 上記⑦の調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。

### （3）教育委員会又は学校における対処

#### ① 調査の趣旨及び調査主体

##### ア 調査の趣旨

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生の防止に資するために行うものである。

##### イ 調査主体

（ア）教育委員会は、その事案の調査を行う主体並びに調査組織について判断する。

（イ）従前の経緯や事実、発生した事案の重大さなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合（児童生徒間で被害と加害が錯綜し事実関係を明らかにすることが難しい場合、児童生徒の自殺が疑われる場合など）や、これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と該当児童生徒やその保護者との間に不信感が生まれてしまっていると判断する場合には、教育委員会が調査の主体となることとする。

また、複数の学校が関係する事案においては、特定の学校に連絡・調整を任せるとして負担が大きくなったり、現場の対応に支障を来したりすることも考えられるため、教育委員会が中心となって連絡・調整を行うとともに、必要に応じて教育委員会が調査の主体となることとする。

(ウ) 学校が調査主体となる場合にあっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は、調査を実施する学校に対する必要な指導及び人的措置や必要に応じて調査に要する費用を含む適切な支援を行う。

## ② 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を実施するため、速やかに、以下の組織を設ける。

ア 当該学校が調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体とする調査委員会を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。

イ 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会職員のほか、必要に応じて、弁護士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。

また、児童生徒の自殺が疑われる場合のような重大な事案や教育委員会が該当児童生徒やその保護者から信頼されていない場合などは、審議会が当該重大事態に関する調査を行う。審議会の構成員は、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

## ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

### ア 事実関係を明確にするための注意点

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係はどのような問題があったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

### イ 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

(ア) 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙や聴き取り調査を行う際、被害児童生徒や情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う。

(イ) 調査による事実関係を確認するとともに、加害児童生徒への指導を行いいじめ行為を早期に止めさせる。

(ウ) 被害児童生徒に対し、事情や心情の聴取を行い、被害児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援、学習支援等を行う。

### ウ 被害児童生徒から聴き取りが不可能な場合

(ア) 児童生徒の入院や心身の不調、死亡等被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(イ) 調査方法については、在籍児童生徒や教職員に対する聴き取り調査等を行い、具体的な事実関係の確認に努める。

### エ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、そ

の後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要であり、この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うものとする。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条に定める調査に相当することとなる。

- (ア) 背景調査にあたり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- (イ) 在籍児童生徒及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ) 死亡した児童生徒がおかれていた状況が、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会及び学校は、遺族に対して、主体的に在校生へのアンケートや一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ) 詳しい調査を実施するに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対し、調査の目的・目標、調査のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、遺族と合意の上で行うものとする。
- (オ) 背景調査においては、自殺の起きた後の時間的経過等に伴う制約の下で行うこととなることから、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努める。
- (カ) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからと言って、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持及び児童生徒の自殺の連鎖の可能性等を踏まえ、報道のあり方に特別な注意が必要であることから、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に対応するものとする。

#### オ その他留意事項

- (ア) 法第23条第2項において、学校はいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされている。学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、教育委員会又は学校が重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。そのため、教育委員会又は学校は、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。
- (イ) 学校いじめ対策組織や教育委員会職員等で構成する調査組織が行った調査結果については、必要に応じて審議会で確認する場合もある。
- (ウ) 事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、積極的な支援を行うものとし、加害児童生徒の出席停止措置の活用、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するものとする。

(エ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者並びに地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりすることも予想されることから、教育委員会及び学校は、児童生徒及び保護者に対する心のケア並びに落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及び個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### ④ 調査結果の提供及び報告

ア 被害児童生徒及びその保護者に対して情報を提供する責任

(ア) 教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかとなった事実関係（いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。

また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

(イ) 情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に留意するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

(ウ) 学校が調査を行う際は、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会が市長へ報告する。

#### (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

#### ① 市長による再調査

ア 法第30条第1項の規定により報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての再調査を行う。

イ 上記再調査は、市長の附属機関が行う。

ウ 再調査についても、教育委員会又は学校による調査と同様、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果の説明に努める。

② 再調査の結果を踏まえた措置

ア 市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

イ 必要な措置とは、教育委員会職員の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家の派遣等が考えられることから、これら必要な措置を講ずるとともに、必要な予算を確保し、併せて、児童福祉や青少年健全育成の観点からの必要な措置を講ずる。

ウ 再調査を行ったときは、市長はその結果について市議会に報告しなければならない。なお、市議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、附属機関において、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行う。

### 第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 いじめ防止基本方針の見直し

市は、市基本方針を必要に応じて見直しするものとする。また、国・県基本方針の変更があった場合には、市基本方針の総点検を行い、必要があるときはその結果に基づき見直すものとする。



【参考】いじめ対策に関する法律や国の通知

- ・【平成 25 年 6 月 28 日付け通知】  
いじめ防止対策推進法の公布について
- ・【平成 25 年 9 月 28 日施行】  
いじめ防止対策推進法
- ・【平成 29 年 3 月 16 日付け通知】  
「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について
- ・【令和 4 年 12 月 6 日付け通知】  
生徒指導提要の改訂について
- ・【令和 5 年 2 月 7 日付け通知】  
いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について
- ・【令和 6 年 8 月 30 日付け事務連絡】  
いじめ重大事態に関するガイドラインの改訂について